表　新型コロナに係る日系企業も利用可能な救済措置

救済措置について（2020年5月6日時点）	救済ポイント(詳細)	措置法令・施行日	手続き・申請方法（詳細サイト情報）
1．企業向け(猶予・簡素化・軽減)			
1）COFINS（社会保険融資負担金）およびPIS(社会統合基金)	以下のとおり納付期限の延長 a) 2020年3月分　：2020年4月20日期限→8月20日までに延長 b) 2020年4月分　：2020年5月20日期限→10月20日までに延長	通常省令　Ministerial Ordinance (Portaria ME)2020年 No 139	DARFを発行。
2）IPI（工業税）	政令（n.　10,285）に記載された医療品項目については免税 0%（9月30日まで）	政令Decree　2020年No.10.285	政府などへの申請は不要。請求書（Nota Fiscal eletrônica）を発行する際、レート＝0%を入力する必要がある。会社のERPシステムの更新が必要。
3）FGTS(社会積立基金)	2020年3月、4月、5月分の納付期限の延長と分割払いの許可（下記３．１）⑦にも記載） ・6回に分けての分割払いが可能。 ・最初の支払いは2020年7月7日、最後の支払いは2020年12月7日 ・利息や罰金はなし。	大統領暫定措置令 MP 927 （2020年3月27日） Circular Caixa n. 897 of 03/24/2020	2020年3月時点のFGTS宣言（名称：Gfip/Sefip）にもとづき、満期延長と分割払いのオプションの選択が可能。
4）INSS　国家社会保障院	以下の条件で、INSS納付期限の延長（源泉徴収税分のINSSおよび民間会社運営「S」システムのINSSを除く）。 a）2020年3月分：2020年4月20日期限→2020年8月20日までに延長 b）2020年4月分：2020年5月20日期限→2020年10月20日までに延長	通常省令　Ministerial Ordinance (Portaria ME) 2020年No139	1) DCTFWebあるいは2）Gfip/Sefipの申告に基づき、ご利用可能。※政府が現在システムの更新に向けて対応中。（2020年５月５日時点）。
5）S　Sistem（INSS　国家社会保障院の社会保障サービス）の負担軽減	2020年4月～6月分のS システム（社会保障負担）負担率を3か月間のみ50%軽減。 合計7.95%の負担→3.975%に。	大統領暫定措置令 MP932 （2020年3月31日）	1)政府は同システムを調整完了済。(e-Social) 2) Gfip/Sefip システムは現在政府が調整中（2020年5月5日時点）。
6）IOF 金融取引税	政府はローンや信用取引に関する金融取引税を 0%（4月3日～7月3日まで）	政令 Decree No.10.305 （2020年4月1日）	
7）連邦税貸方借方申告（DCTF)延長	2020年4月23日、5月22日、6月22日締切分→3か月分につき7月21日まで納付延長	規範(IN RFB) n. 1932 （2020年4月3日）	追加手続きは不要。
8）デジタル税務帳簿（EFD）の提出延長	2020年4月15日、5月15日、6月15日締切分→3か月分につき7月14日まで納付延長	規範令(IN RFB) n. 1932 （2020年4月3日）	追加手続きは不要。
個人向け			
9）2019年度個人所得税（IRPF)の源泉徴収の確定申告手続き期限の延長	① 2019年度個人所得税の確定申告手続きIndividual Income Tax declaration (DIRPF)：2020年4月30日→6月30日まで延長 ②2019年度個人所得税（IRPF）の納付期限を2020年4月30日→6月30日まで延長。	規範令(IN RFB) n. 1930 （2020年4月1日）	政府への申請は不要。政府が申告システムを更新済。
2．貸付			
1）BNDES	① 中小零細企業向けローン．本ローンは認定商業銀行を通じて契約され、直接BNDESと契約するものではない。 条件: a) BNDES の利子は 1,25%／年と、さら認定商業銀行の利子もあり。 b)返済期間（最長5年間。但し、2年間の返済停止猶予期限あり。） ②給与への融資 -緊急融資プログラムとして一従業員に対して最低2か月分までの給与を保証（2か月分の給与）。融資はBNDESが指定する認定商業銀行と契約（下記3.　3）にも記載） ③ 医療福祉関連企業向けローン　：契約はBNDESと直接契約。基本条件：　a)利子率はTJLP (長期利子)、b) BNDESへの手数料が 1% ／年、c)リスクプレミアム 4,26% ／年 ④COVID-19 以前の長期契約ローン：6ヶ月間の融資の返済一時停止		BNDES web site（中小零細企業向け）： https://www.bndes.gov.br/wps/portal/site/home/bndes-contra-o-coronavirus/medidas-emergenciais-contra-coronavirus/
2）CAIXA	Caixa と Sebrae の連携長期ローン（零細企業向け）の設立。同ローンは FAMPE (零細企業向けFUND) 条件：企業概要、企業規模等によって条件が異なる。 基礎条件：　a)企業規模に応じて、返済猶予期間が9～12か月間あり、24～36か月の分割返済、c) 利子1,19%／月～ 1,59% ／月、d）COVID-19以前の契約済ローン返済は2か月間停止。		詳細（零細企業向け）： http://www.caixa.gov.br/caixacomsuaempresa/caixa-e-sebrae/Paginas/default.aspx
3）Banco do Brasil(輸出入関連)	①　COVID-19以前の契約済ローン返済を2回分割払・延長 ②AR（売掛金）の支払い猶予期間を90日まで延長。銀行が回収し企業は現金で事前に受領。またIOF（金融取引税）と銀行手数料がゼロ。 ③ ACC(輸出前貸)及びACE(輸出手形買取)や輸入ファイナンス(Finimp Direto e Repasse)および4131号ローンによる貸付返済期限の延長。 ④政府資金（BNDES）に基づく2ヶ月間（2ヶ月間）の給与支払いのためのローン		詳細: https://www.bb.com.br/pbb/pagina-inicial/empresas-beta#/ 参考： https://www.jetro.go.jp/world/cs_america/br/invest_09.html
4）CCB（Conservation Capital Buffer）	ブラジル中央銀行は、銀行の追加資本であるCCBを1年間、2,5%から1,25%に引き下げ、2021年4月～2022年にかけて2,5%に戻す措置を設定。	ブラジル中央銀行 N. 4.783 （2020年3月16日）	
5）Febraban	ブラジル銀行連盟とその5大銀行（Banco do Brasil、Bradesco、Caixa、Itaú Unibanco、Santander）は、ローンとクレジットに対し、60日間の満期の延長を設定。		詳細は Febrabanのサイト: https://portal.febraban.org.br/pagina/3277/1101/pt-br/covid-19
3．雇用者向け			
1）雇用環境の緩和策	○リモートワーク、休暇付与、給与および勤務時間の削減など労働法の緩和措置 ①テレワーク 通常テレワークの実施には契約書の締結が必須だがであり、労働者の合意が必要。緊急事態下にあっては合意は必要なく、雇用主側から文書やメールを通じて、最低でも48時間前に従業員に通知することでテレワークが開始可能。ただし、雇用主側は、通信機器インフラを整備するなど快適な執務環境を整える義務がある。ための負担は双方協議の上書面で規定する。 ②年次休暇の前倒し取得 通常は、雇用主側から従業員に対して30日前に休暇日を通知する必要があるが、施行後は、最低48時間前に文書やメールを通じて通知することで休暇取得を命じることが可能。取得日数は最低5日間未満の連続休暇が可能。また、12カ月の勤務後に取得しうる、いわゆる1カ月の有給休暇日数分についても先行して取得することが可能。 ③集団休暇の付与　：通常は１５日前に労働組合および労働局への通知が不可欠であるが、雇用主側　から従業員に48時間前に通知することで休暇を付与することが可能。 ④ 祝日の前倒し　雇用主側が従業員に、48時間前に通知すれば実施可能。 ⑤ 残業時間の休日他日への振替期限の延長：Banco　de horas制度(勤務時間ストック制度)と呼ばれる残業時間の休日他日への振替制度につき、多くの場合は1年以内に休日に振り替えることが義務付けられているが、この度の緊急事態期間が解除された後も、18カ月間の振替猶予期間が確保される。 ⑥ 労働の安全・衛生における管理義務の一時停止 職場で義務化されている健康診断の実施などについて一時中止する。また、職場の安全・衛生基準を満たすために必要な研修の実施についても一時中断する。なお、従業員は解雇時に必要な産業医の診断書については引き続き取得する義務がある。 ⑦FGTS（勤続年数保証基金）の積立義務の延期。FGTS（勤続年数保証基金）は会社が従業員の特別口座に毎月賃金額の8%相当を積み立てるが、緊急事態下の特別措置としてFGTSの2020年3月、4月、5月分の積立は延期可能となった。同3か月分のFGTSは合計額を6回に分割して6ヶ月間で積立てることができる。第1回目の積立は2020年7月から。積立延期を希望する会社2020年6月20日までに申請する必要がある。	MP927、2020年3月22日 2020年3月23日発令のMP928で部分的に改正。	
2）緊急雇用維持対策	別紙参照	MP936、2020年4月1日	https://servicos.mte.gov.br/bem ※このサイトへのアクセスは会社の「電子認証」を使って行われる。手続きは「失業保険申請」と似ており、会社が通常給料支払いに使用するデータをインポートする必要があるため、会社の人事課が実施する。
3）給与への融資	○2019年の年間総収益が36万R～1千万レアル以下を対象とするいわゆる中小企業向けに支給されるもの。最大120万人の労働者に対し、最長2か月間、緊急給与ファイナンスラインの権利を得ることができる。 ○申請企業は、本クレジット契約から最後の支払い以降60日後までは解雇ができないが、融資は36か月で、6か月の猶予期間と36回の分割払い、年利3.75%でクレジットを得ることができる。なお、この信用枠のうち、85%は政府系のBNDES銀行の資金で、残り15%は参加金融機関の自己資金で賄われる。	MP944、2020年4月3日	

（注）大統領暫定措置令は国会の事後承認が必須。120日間の審議期間が設けられており措置令に修正が入ることもある。

3.2)雇用維持のための勤務時間と給与の削減、雇用の一時停止の措置

ブラジル国民の雇用と所得を維持するための大統領暫定措置令（注）MP936 号を公布。企業が従業員の解雇を阻止するための緊急措置を講じた。

これにより、企業は一定期間従業員への給与を削減または雇用を停止することができる。削減あるいは一時雇用停止期間中の給与は、政府が雇用・所得保全緊急給付金により一部補填する。

１．勤務時間および給与の削減または雇用の一時停止方法

- 削減方法は、企業が従業員の給与と勤務時間に比例して、最大 70%（25%あるいは 50%）まで削減できる（ただし、時給単価は変更不可、また本措置は施行日から 90 日間の時限的措置）。雇用契約の一時停止については、最長 60 日間まで可能。
- 雇用・所得保全緊急給付金の額は、従業員が将来受給しうる失業保険の月額を基準。
- 同措置を利用する企業は、従業員と個別に合意した場合には組合に通知し経済省に申請する。組合の合意が必要なケースもある。同給付金は直接従業員の口座に振り込まれる。
- ただし、雇用停止期間中のリモートワークや遠隔による業務などは認められない。また、勤務時間および給与の削減または及び通常への勤務体制への復帰の後、給付金を活用した期間と同じ期間中解雇も認められない。

２．失業保険の算出について：

１）失業保険給付額=　最低 1,045~上限値が 1,813．03Ｒ$（直近 3 カ月の平均給与額）

２）給付額（時間短縮・減給のケース）：直近３カ月の平均給与額をベースに算出

①平均給与額がＲ$1,599.61 以下の場合→3 カ月の平均給与額×80%

※①の最高額における失業保険給付額：1,599．61×80%=1,279．69Ｒ$

②R$1,559.61~R$2,666.29→R$1,559.61 以上の額の 50%＋R$ 1.279,69 を足す

※②（給与額―Ｒ$1,559．61）×50%+＋R$ 1.279,69

③R$2,666．29 以上　→上限額 R$1,813.03

３）給付額（労働契約停止の場合）：

①年間売り上げ 480 万Ｒ以下の企業（1 レアル=21 円、約 1 億円）

：政府が 100%の失業保険（1,813R$まで）を給付。

②年間売り上げ 480 万以上の企業：企業が特別金※(下記４)参照）として給与額の 30%を支給。政府が 70%の失業保険を給付。

４）特別金について：

・失業保険は通常の給料を全額補償することにはならず、一部の補填となる。ついては企業と従業員が個別合意にもとづき特別金の支給が可能となる。

・なお、特別金は給料とみなされず、INSS（社会保障費）,FGTS（勤続年数保証基金）,IRPF（所得税）の課税対象**外**となる。また、同額を損金算入として扱える。